

(別 紙)

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">用語の意義 (省 略)</p> <p>目 次</p> <p>第 1 章 通則 (省 略)</p> <p>第 2 章 適用要件</p> <p>法第 2 条((定義))関係 (省 略)</p> <p>法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (省 略)</p> <p>法第 7 条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係 7-1 ~ 7-11 (省 略)</p> <p><u>7-12 所得税法第 232 条第 2 項に規定する書類の保存義務者が 電子取引を行った場合に保存すべき電子取引の取引情報に 係る電磁的記録の範囲について</u></p> <p>法第 8 条((他の国税に関する法律の規定の適用))関係 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">用語の意義 (同 左)</p> <p>目 次</p> <p>第 1 章 通則 (同 左)</p> <p>第 2 章 適用要件</p> <p>法第 2 条((定義))関係 (同 左)</p> <p>法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (同 左)</p> <p>法第 7 条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係 7-1 ~ 7-11 (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>法第 8 条((他の国税に関する法律の規定の適用))関係 (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>第1章 通則</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>(省略)</p> <p>第2章 適用要件</p> <p>法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係</p> <p>(省略)</p> <p>(検索機能の意義)</p> <p>4-9 規則第2条第3項において準用する同条第2項並びに同条第6項第6号((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p> <p>(省略)</p> <p>(業務の処理に係る通常の間期の意義)</p> <p>4-18 規則第2条第6項第1号ロ及び第2号ロ((入力方法))に規定する「その業務の処理に係る通常の間期」とは、国税関係書類の作成若しくは受領から入力まで又は作成若しくは受領からタイムスタンプを付すまでの通常の間期の期間をいうことに留意する。</p>	<p>第1章 通則</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>(同左)</p> <p>第2章 適用要件</p> <p>法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係</p> <p>(同左)</p> <p>(検索機能の意義)</p> <p>4-9 規則第2条第6項第6号((検索機能の確保))及び第5条第5項第1号ハ((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p> <p>(同左)</p> <p>(業務の処理に係る通常の間期の意義)</p> <p>4-18 規則第2条第6項第1号ロ及び第2号ロ((入力方法))に規定する「その業務の処理に係る通常の間期」とは、国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの間期をいうことに留意する。</p> <p>なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処</p>

改正後	改正前
<p>なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の間」として取り扱うこととする。</p> <p>また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の要件であるタイムスタンプに係る規則第4条第1項第2号ロ（（タイムスタンプの付与））に規定する「その業務の処理に係る通常の間」の適用に当たっても、同様に取り扱う。</p> <p>（省 略）</p> <p>（認定業務）</p> <p>4-22 規則第2条第6項第2号ロ（（タイムスタンプの付与））に規定する<u>総務大臣が認定する時刻認証業務とは、電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいい、時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第2条第2項に規定する時刻認証業務（電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）と同義である。</u></p> <p>（省 略）</p> <p>法第7条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）関係）</p> <p>（省 略）</p> <p>（業務の処理に係る通常の間の意味）【4-18の再掲】</p> <p>7-3 規則第2条第6項第1号ロ及び第2号ロ（（入力方法））に規定する「その業務の処理に係る通常の間」とは、国税関係書類の作成若しくは受領から入力まで又は作成若しくは受領からタイムスタンプを付すまでの通常の間業務処理サイクルの間をいうことに留意する。</p>	<p>理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の間」として取り扱うこととする。</p> <p>また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の要件であるタイムスタンプに係る規則第4条第1項第2号ロ（（タイムスタンプの付与））に規定する「その業務の処理に係る通常の間」の適用に当たっても、同様に取り扱う。</p> <p>（同 左）</p> <p>（認定業務）</p> <p>4-22 規則第2条第6項第2号ロ（（タイムスタンプの付与））に規定する一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務とは、<u>当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。</u></p> <p>（同 左）</p> <p>法第7条（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）関係）</p> <p>（同 左）</p> <p>（業務の処理に係る通常の間の意味）【4-18の再掲】</p> <p>7-3 規則第2条第6項第1号ロ及び第2号ロ（（入力方法））に規定する「その業務の処理に係る通常の間」とは、国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの間をいうことに留意する。</p> <p>なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処</p>

改正後	改正前
<p>なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。</p> <p>また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の要件であるタイムスタンプに係る規則第4条第1項第2号ロ（（タイムスタンプの付与））に規定する「その業務の処理に係る通常の期間」の適用に当たっても、同様に扱う。</p> <p>（省 略）</p>	<p>理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。</p> <p>また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の要件であるタイムスタンプに係る規則第4条第1項第2号ロ（（タイムスタンプの付与））に規定する「その業務の処理に係る通常の期間」の適用に当たっても、同様に扱う。</p> <p>（同 左）</p>
<p><u>（所得税法第232条第2項に規定する書類の保存義務者が電子取引を行った場合に保存すべき電子取引の取引情報に係る電磁的記録の範囲について）</u></p> <p><u>7-12 所得税法第232条第2項の規定により一定の書類を保存しなければならない保存義務者が電子取引を行った場合には、その電子取引の取引情報のうちその書類に通常記載される事項に係る電磁的記録を法第7条の規定により保存しなければならないが、この場合において、その書類以外の書類（その保存義務者が、その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行った場合において、これらの業務に関し保存しなければならないこととされる一定の書類を除く。）に通常記載される事項に係る電磁的記録については保存しないこととして差し支えないこととする。</u></p>	<p><u>（新 設）</u></p>
<p>法第8条（（他の国税に関する法律の規定の適用））関係</p> <p>（省 略）</p>	<p>法第8条（（他の国税に関する法律の規定の適用））関係</p> <p>（同 左）</p>
<p>（検索機能の意義）【4-9の再掲】</p> <p>8-12 規則第2条第3項において準用する同条第2項並びに同条第6項第6号（（検索機能の確保））及び第5条第5項第1</p>	<p>（検索機能の意義）【4-9の再掲】</p> <p>8-12 規則第2条第6項第6号（（検索機能の確保））及び第5条第5項第1号ハ（（優良な電子帳簿に関する検索機能の確</p>

改 正 後	改 正 前
<p>号ハ((優良な電子帳簿に関する検索機能の確保))に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>保))に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p> <p>(同 左)</p>